

第373回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和3年3月19日（金）14:30～
Web 会議

1．開 会

2．会長挨拶

3．議 題

（1）令和3年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）

（2）ビゼンクラゲの採捕制限にかかる委員会指示について（協議）

（3）農林水産大臣管轄漁場等における福岡・佐賀両県の事業について（報告）

（4）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（報告）

（5）その他

4．閉 会

第373回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和3年3月19日(金) 14:30～

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会 長	内場 澄夫	
	委 員	梅崎 義己	
	”	平野 年吉	
	”	松藤 和男	
	”	松藤 文豪	
	”	今村 克博	
	副 会 長	徳永 重昭	
	委 員	野口 敏春	欠席
	”	田中 浩人	
	”	西久保 敏	欠席
	”	中村 直明	
	”	川下 始	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所	沿岸課長	和田 憲明	
	漁業監督専門職	丸岡 順司	
福岡有明海 漁業協同組合連合会	指導部長	境 真秋	
	指導課長	有馬 隆文	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導課	糸山 亮平	
	漁業調整係長	秋本 恒基	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	主 事	山本 悠史	
	事務局長	林 宗徳	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務主査	大賀 直子	
	技術主査	吉田 幹英	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	藤崎 博	
	事務局長	中牟田弘典	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	副主査	増田 健斗	

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者(漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。)に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 1 2 0 隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数

定めなし

(3) 推進機関の馬力数

定めなし

(4) 操業区域

福岡県有明海海域(農林水産大臣管轄漁場を除く。)

(5) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

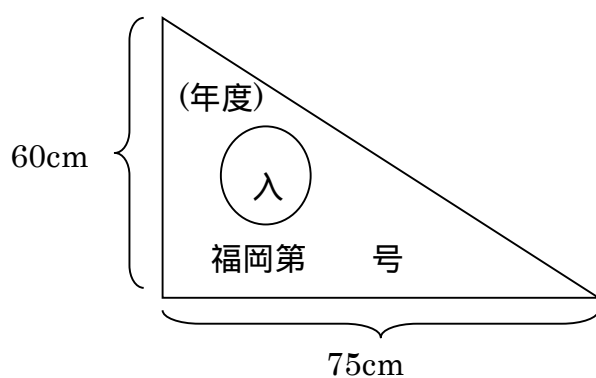
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

参 考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

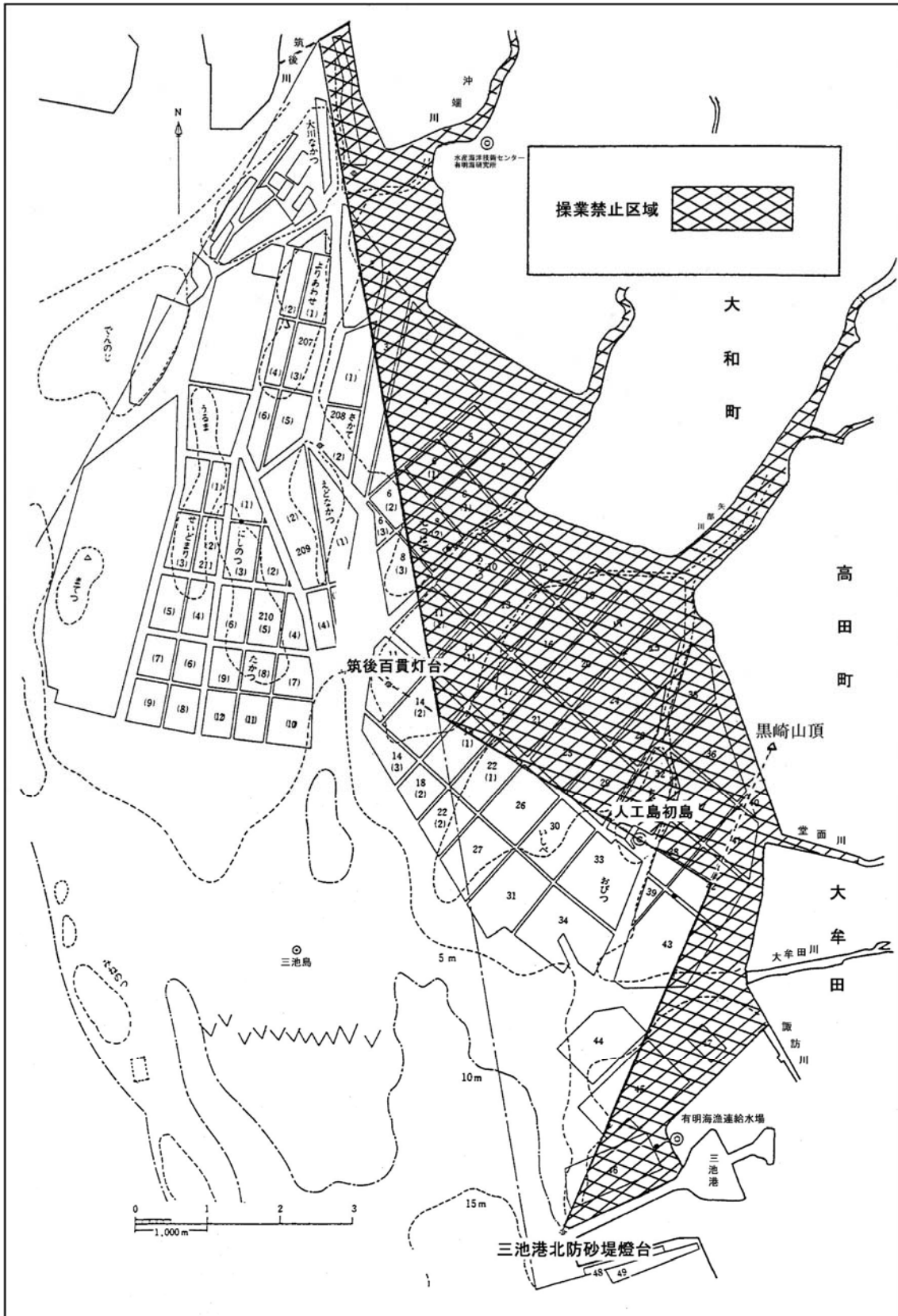
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

条件

- 1．筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
- 2．網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
- 3．1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
- 4．使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 5．ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
- 6．操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

条件

- 1 . 網の目合は、外網 1 8 センチメートル以下、内網 3 . 5 センチメートル以下でなければならない。
- 2 . 網丈は、2 メートル以下でなければならない。
- 3 . 1 隻が使用する網漁具の総延長は、3 0 0 メートル(仕立て上り)以下でなければならない。
- 4 . 使用する漁具は、2 統以内でなければならない。2 統を使用する場合、その漁具の総延長は 3 0 0 メートルを超えてはならない。
- 5 . ボンデンに設置する旗は水面から 1 メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
- 6 . 操業の際は、標旗を船舷上 1 . 5 メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

条件

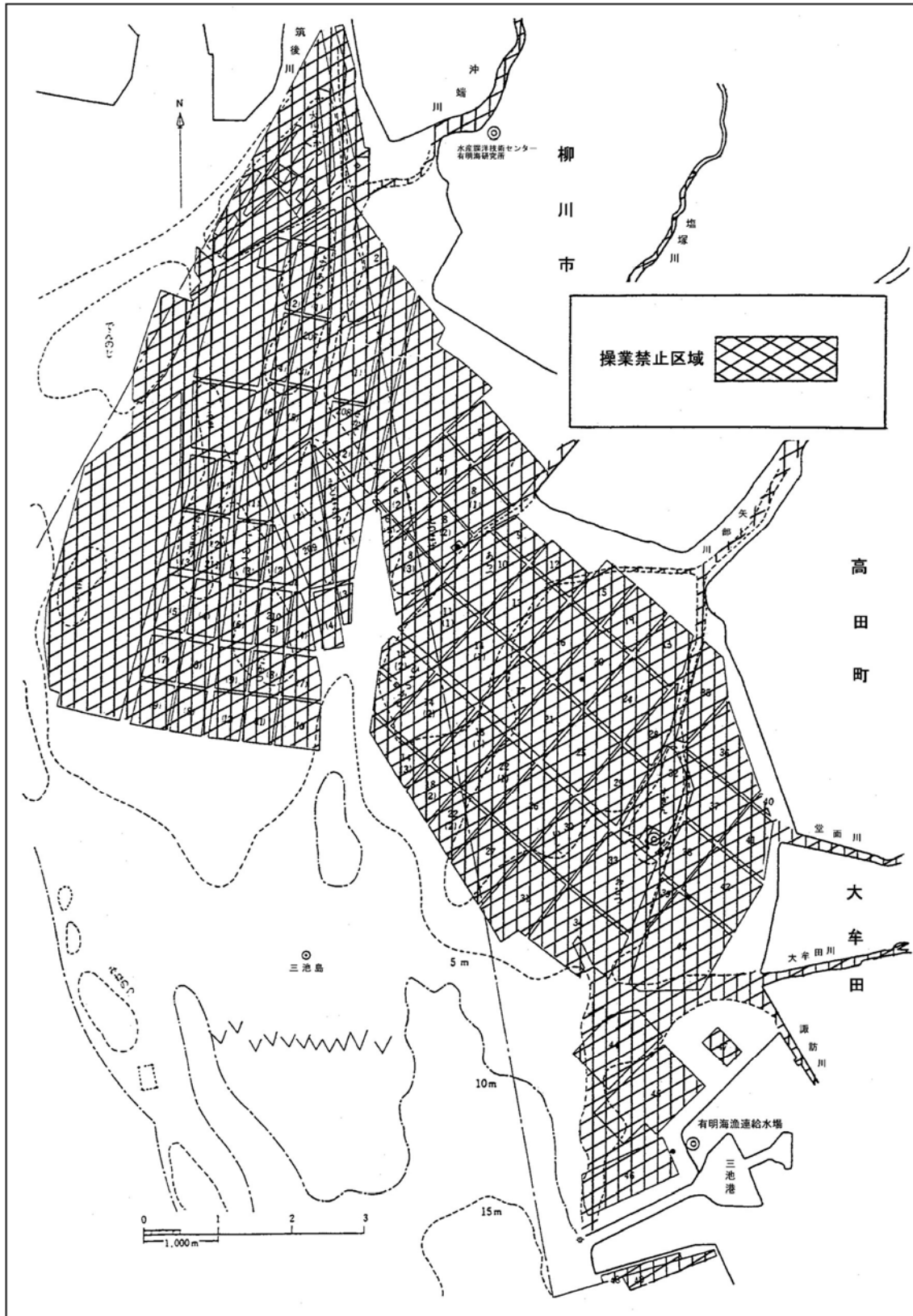
- 1．網は、一重でなければならない。
- 2．網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
- 3．網丈は、6メートル以下でなければならない。
- 4．1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
- 5．使用する漁具は1統でなければならない。
- 6．ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
- 7．操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

条件

- 1 . のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の濇筋を含む。）においては、操業してはならない。
- 2 . 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
- 3 . ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
- 4 . 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
- 5 . 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



【げんしき網漁業】

条件

- 1．1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
- 2．使用する漁具は1統でなければならない。
- 3．ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
- 4．船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
- 5．操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

令和 2-3 年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針

第 1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

~~5~~ 許可隻数 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

佐賀県有明海区への入漁許可隻数は 120 隻以内とする。

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

~~2-5~~ 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く）

~~3~~ 操業期間 6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 許可の対象漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号—平成30年12月14日改正公布）第41条第1項第1号から第5号まで佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を実践できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

~~4~~ 第 2 許可の有効期間

令和 2-3 年 7 月 1 日から令和 3-4 年 6 月 30 日まで

第 3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和 3 年 4 月 26 日から令和 3 年 5 月 31 日までとする。
- 2 7 月、10 月、翌年 1 月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が 120 件に満たないときは、残存について各月の翌月以降に 1 ヶ月間の申請すべき期間を設ける。

第 4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

(2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者

(3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

6 制限又は条件第5 条件
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

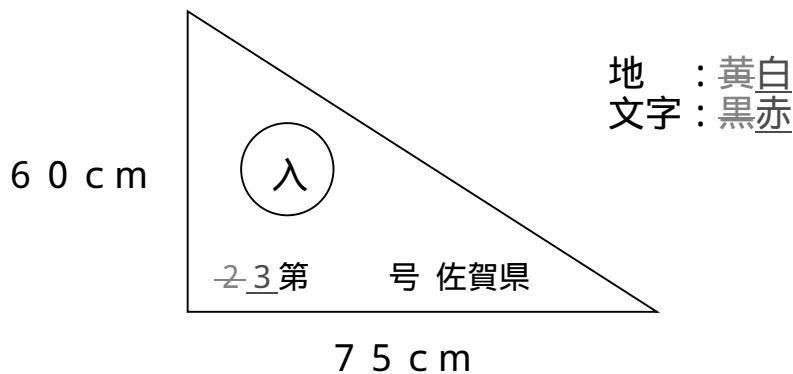
操業区域

—佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を除く。)—

制限又は条件

- (1) 1 沖神瀬灯標を中心として半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心として半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- (2) 2 使用する網の総延長は、530メートル(仕立上り)以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- (3) 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- (4) 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- (5) 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

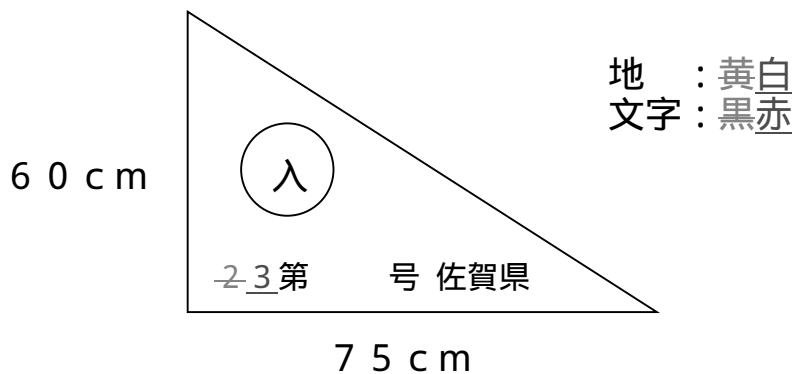
操業区域

—佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を除く。)—

制限又は条件

- (1) 1 沖神瀬灯標を中心として半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心として半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- (2) 2 一隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル(仕立上り)以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- (3) 3 使用する漁具は2統までとする。(2統を使用する場合においても、その合計の漁具網の総延長は、300メートルを超えることができない。)
- (4) 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- (5) 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) < 佐賀県漁業調整規則 >

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

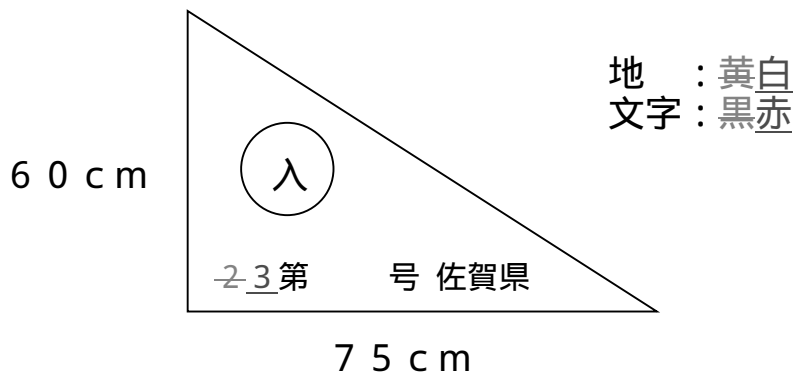
操業区域

—佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を除く。)—

制限又は条件

- (1) 1 沖神瀬灯標を中心として半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心として半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- (2) 2 使用する網の長さ総延長は、450メートル(仕立上り)以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- (3) 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- (4) 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- (5) 5 ポンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考 : はえ縄漁業等の漁具の標識について) < 佐賀県漁業調整規則 >

第 55 条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのポンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ポンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

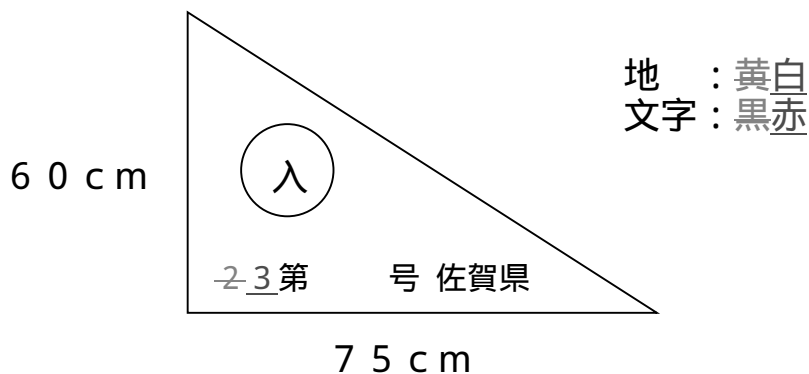
操業区域

—佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を除く。)—

制限又は条件

- (4)1 沖神瀬灯標を中心として半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心として半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- (2)2 第1種区画漁業権(のり養殖業)漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- (3)3 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とする。
- (4)4 使用する漁具は1統でなければならない。
- (5)5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- (6)6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

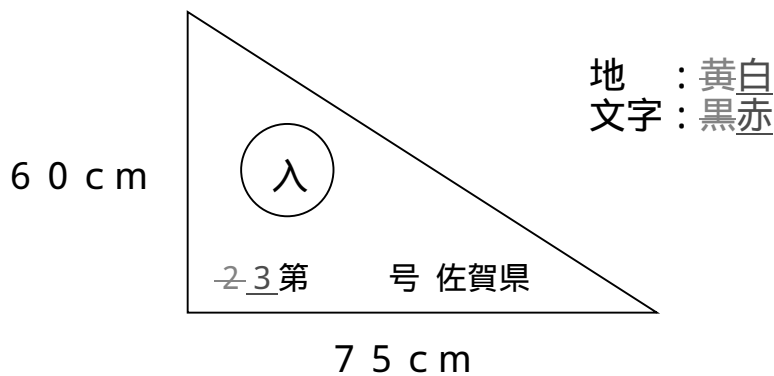
操業区域

—佐賀県有明海(農林水産大臣管轄漁場を除く。)—

制限又は条件

- (1) 1 沖神瀬灯標を中心として半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心として半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- (2) 2 使用する網の総延長は、450メートル(仕立上り)以下とする。
- (3) 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- (4) 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考: はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

令和3年度刺網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・制限条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域		佐賀県有明海（農区を除く。）	福岡県地先有明海海域（農区を除く。）
許可枠		120隻以内	120隻以内
許可の有効期間		令和3年7月1日～令和4年6月30日	令和3年7月1日～令和4年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 （白地に赤文字）	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 （青地に黒文字）
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 （有共第2号及び第3号の区域内）	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 （2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えてはならない。）	2統以内 （2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。）
	ボンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗		水面上から1m以上の高さ、西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大潮通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）では操業禁止
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗	水面上から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側、黒	水面上から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側、黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	

刺し網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県: 佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24	23
地	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒
入	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒

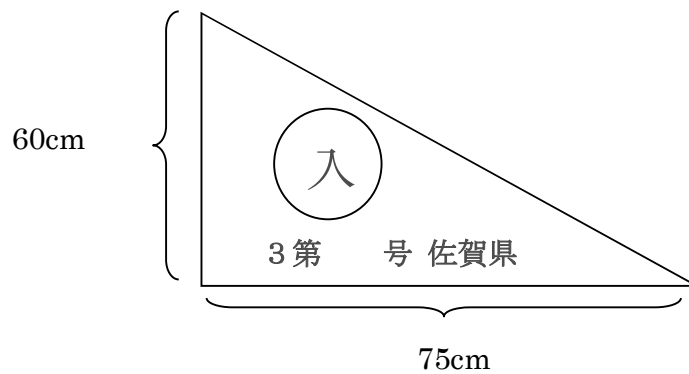
発行県: 福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

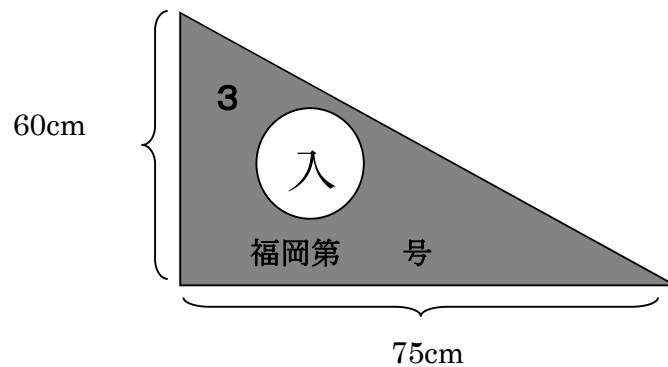
年度	3	2	元	30	29	28	27	26	25	24	23
地	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白
入	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤

○令和3年度刺し網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)



刺網漁業等福岡佐賀相互入漁許可実績一覧

(福岡県から佐賀有区への入漁)

漁協名 種類	大川			大野島			上新田			川口			浜武			沖端			柳川			皿垣開			大和			両開			三里			合計														
	28	29	30	R1	R2	R2	28	29	30	R1	R2	R2	29	30	30	R1	R2	R2	29	30	30	R1	R2	R2	29	30	30	R1	R2	R2	29	30	30	R1	R2	R2												
すずき流し刺網							4	4	3	3	1	1	1																		4	5	5	4	4	4												
えび三重流し刺網				2	2	1	1				1	1	1	1	1										2	2	2	1	2	5	5	5	3	4														
雑魚一重流し刺網				2	2	2	3	3	2	1	3	3	3	3	3	1	1	1													11	11	11	10	7													
固定式刺網	13	13	13	11	2	2	2	2	2	20	20	20	9	9	9	13	13	13	15	21	21	21	21	21	3	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3	86	86	86	86	86	86
げんしき網																																																
計	13	13	13	11	6	6	6	5	5	23	23	23	22	16	16	15	15	15	16	24	23	23	23	23	22	4	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	4	4	5	106	107	107	103	101				

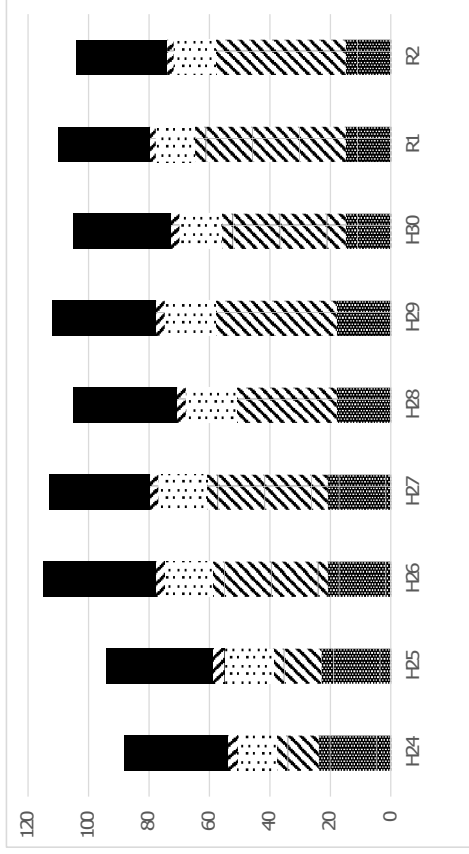
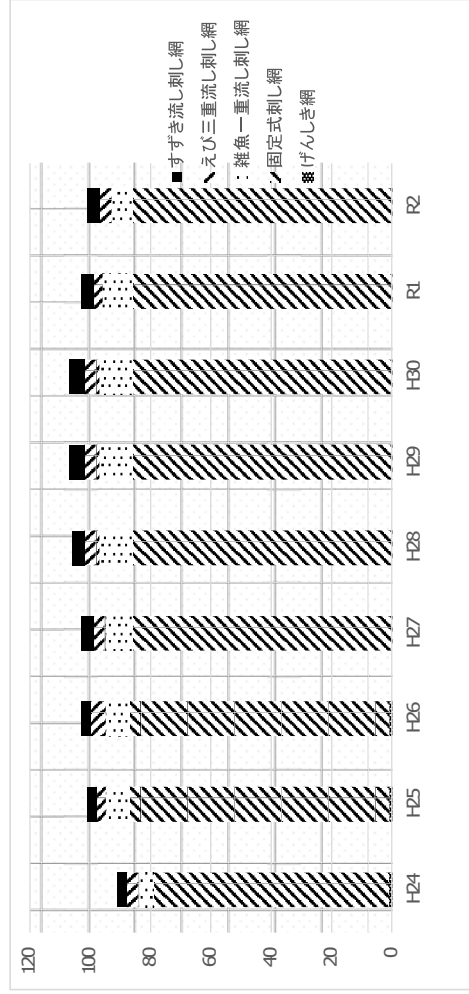
(佐賀県から福岡有区への入漁)

漁協名(支所名) 種類	佐賀県有明海(諸富町)			佐賀県有明海(大詫間)			佐賀県有明海(南川副)			佐賀県有明海(広江)			佐賀県有明海(東与賀町)			佐賀県有明海(久保田町)			佐賀県有明海(福富町)			佐賀県有明海(新有明)			佐賀県有明海(芦刈)			合計												
	28	29	30	R1	R2	R2	28	29	30	R1	R2	R2	28	29	30	R1	R2	R2	28	29	30	R1	R2	R2	28	29	30	R1	R2	R2	28	29	30	R1	R2	R2				
すずき流し刺網	6	6	5	5			8	8	9	10	15	13	11	10	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1								34	34	32	30	30	30	
えび三重流し刺網	2	2	2	2			1	1	1																						3	3	3	2	2	2				
雑魚一重流し刺網	4	4	3	4			4	4	3	2	3	9	8	7	7																17	17	14	13	14					
固定式刺網	20	20	22	24	25	1	1	1	9	9	11	13	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	33	40	41	50	43					
げんしき網	11	11	10	10						6	6	5	5			1	1														18	18	15	15	15	15				
計	43	43	42	45	46	1	1	22	22	24	24	30	26	23	22	4	4	4	3	3	4	4	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	105	112	105	110	104	

当該漁期末における有効許可件数。
ただし、令和元年度については、令和2年3月31日現在で有効な許可数。

○令和2年7月1日～令和3年6月30日 刺し網等漁業福岡佐賀相互入漁の許可状況について（令和3年3月9日現在）

漁業種類 組合名	福岡県⇒佐賀県 (R2佐賀県許可隻数)										佐賀県⇒福岡県 (R2福岡県許可隻数)											
	大川	大野島	上新田	川口	浜武	沖端	両開	柳川	皿垣開	大和	三里	福岡県計	諸富町	大瀬間	南川副	広江	東与賀町	久保田町	芦刈	福富町	新有明	佐賀県計
すずき流し刺し網				3	1							4	5	10	10	2	2			1		30
えび三重流し刺し網		1				1				2	4	2										2
雑魚一重流し刺し網		2	1	3				1			7	4	4	3	7							14
固定式刺し網	11	2	20	9	15	21	1	2	1	1	3	86	25	11		1	1		2	3	43	
げんしき網											0	10			5							15
計 (120隻以内)	11	5	21	15	16	22	1	2	2	1	5	101	46	0	24	22	3	3	0	3	3	104



(令和 3 年度案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 _____ 号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 3 年 月 日(公報掲載日)

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 _____

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域(農林水産大臣の管轄する漁場を含む)

2 指示の内容

(1) 令和 23 年 6 月 1 日から令和 23 年 6 月 30 日 7 月 3 日まで及び 令和 23 年 1 月 1 日から令和 34 年 5 月 31 日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 46 秒

イ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 41 秒

ウ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 40 秒

エ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 25 秒

オ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 33 秒

カ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 47 秒

キ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 49 秒

ク 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 54 秒

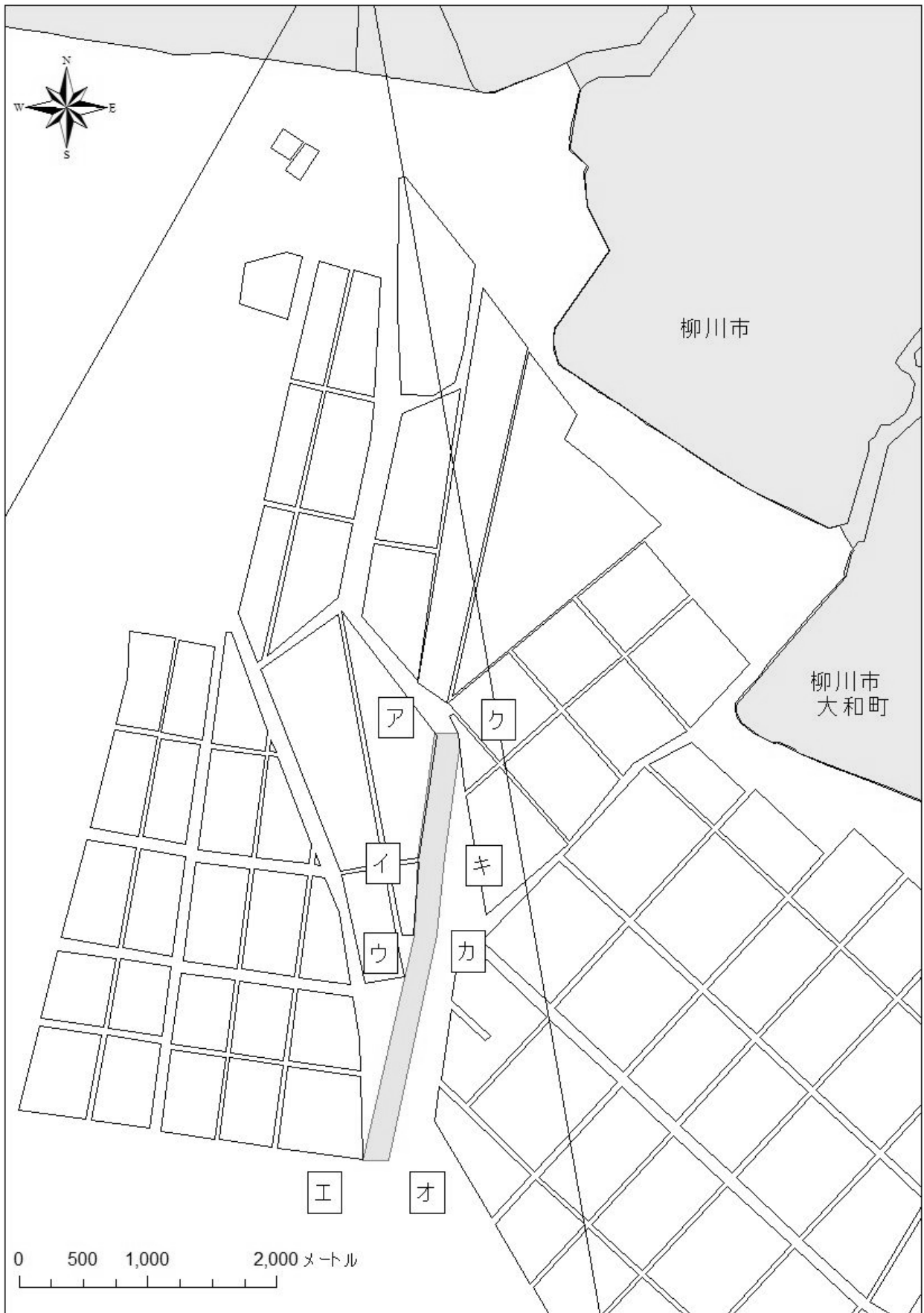
(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は 1 隻 1 統とする。また、網漁具の総延長は 250 メートル(仕立て上り)以下、網丈は 9 メートル以下、網の目合は 20 センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅 40 センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和 23 年 6 月 1 日から令和 34 年 5 月 31 日まで

(参考図)



佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第____号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区(農林水産大臣管轄漁場を含む。)におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和3年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会 長 _____

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から~~6月30日~~7月3日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。

(1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒

(2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33度10分57秒、 東経 130度14分14秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分55秒、	東経	130度14分49秒
イ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分34秒
ウ	北緯	33度09分32秒、	東経	130度14分21秒
エ	北緯	33度08分20秒、	東経	130度14分30秒
オ	北緯	33度08分21秒、	東経	130度14分37秒
カ	北緯	33度09分31秒、	東経	130度14分26秒
キ	北緯	33度10分36秒、	東経	130度14分40秒
ク	北緯	33度10分52秒、	東経	130度14分53秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度10分10秒、	東経	130度16分39秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度16分25秒
ウ	北緯	33度09分38秒、	東経	130度16分44秒
エ	北緯	33度06分37秒、	東経	130度15分31秒
オ	北緯	33度06分36秒、	東経	130度15分34秒
カ	北緯	33度09分48秒、	東経	130度16分52秒
キ	北緯	33度09分52秒、	東経	130度16分40秒
ク	北緯	33度10分04秒、	東経	130度16分40秒
ケ	北緯	33度10分07秒、	東経	130度16分44秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度08分42秒、	東経	130度20分05秒
イ	北緯	33度08分00秒、	東経	130度17分26秒
ウ	北緯	33度07分05秒、	東経	130度16分52秒
エ	北緯	33度07分00秒、	東経	130度17分00秒
オ	北緯	33度07分48秒、	東経	130度17分30秒
カ	北緯	33度08分34秒、	東経	130度20分08秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

~~令和2年6月1日から令和3年5月31日まで(1年間)~~
令和3年6月1日から令和4年5月31日まで

令和3年度水産基盤整備事業概要

- 1 令和3年度水産基盤整備事業 実施予定位置図
- 2 令和3年度水産基盤整備事業 実施予定一覧表
- 3 福岡県有明地区 水産環境整備事業の概要

福岡県

水産振興課漁場整備係



令和3年度 水産基盤整備事業 実施予定位置図
橋本町

■ 前期工事
■ 後期工事



縮尺 1:15,000

2. 令和3年度 水産基盤整備事業実施予定一覧表

福岡県水産振興課

【農共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	福岡県有明	8 (3)	柳川市地先	R3年5月中旬～8月中旬	覆砂 31,800 m ³	砂厚 35cm
	"	"	1 8 (2)	みやま市地先	R3年5月上旬～7月下旬	" 228,600 m ³	砂厚 35cm
			2漁場			260,400 m ³	

【有共分】

事業名	実施主体	地区名	漁場名	事業位置	工事予定期間	事業内容	備考
水産基盤整備事業	福岡県	地区名	8 (3)	柳川市地先	R3年5月中旬～8月中旬	覆砂 91,900 m ³	砂厚 35cm
	"	"	1 7	みやま市地先	R3年5月上旬～7月下旬	" 118,700 m ³	砂厚 20cm
	"	"	2 5	みやま市地先	R3年5月中旬～8月中旬	" 54,400 m ³	砂厚 35cm
	"	"	4 2	大牟田市地先	R3年5月上旬～7月下旬	" 146,400 m ³	砂厚 20cm
	"	"	4 3	大牟田市地先	R3年5月中旬～8月中旬	" 170,000 m ³	砂厚 35cm
			5漁場		計	581,400 m ³	

合計 841,800 m³

3 福岡県有明地区 水産基盤整備事業の概要

覆砂工事について

- 1 施工箇所の測量を行い、施工区域に旗竿を立てます。
- 2 音響測探機を用いて施工前の測探を行います。
- 3 海砂採取地から運搬船にて海砂を搬入します。
- 4 工事区域沖合の瀬取り位置にて運搬船からガット船等へ海砂を積み替えます。
- 5 ガット船等で工事区域に海砂を投入します。
- 6 クレーン付台船で均し機(鋼製)を曳いて不陸均しを行います。
- 7 音響測探機を用いて施工後の測探を行います。

共通資料④

第373回福佐連調委

(令和3年3月19日)

協 定 書

平成30年6月18日

有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角（有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱）と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角（有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱）とを結んだ直線上の中央点（筑後川川口中央）

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第105条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成30年9月1日から5か年とする。

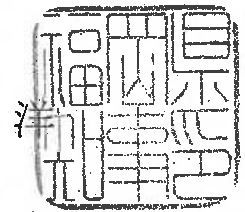
以上のおおりの各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

的経済的条件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力すること
を誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水
産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成30年6月18日

福岡県知事

小川



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

内場

澄夫



佐賀県知事

山口

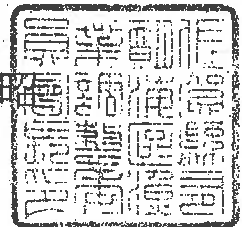
祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

徳永

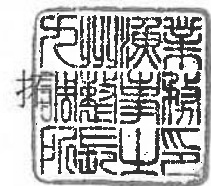
重昭



(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

佐々木



漁業法改正に伴う有明海における佐賀、福岡両県の
漁業調整に関する協定書の取扱について

協定書第2条の「漁業法第105条第4項」は、次回の協定更新(令和5年8月31日)までは「漁業法第147条第4項」に読み替えることとする。

漁業法第147条第4項

海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該他海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。